次のページ

青少年健全育成

特集 出会い系サイトの罠

携帯電話の普及や情報化社会の進展に伴う新たな非行が発生しています。

出会い系サイト等における性の逸脱行為、携帯電話のメールに絡む生徒間暴力など問題行動のきっかけに携帯電話が使われている場合が多く、情報機器の普及に係る非行が増加し、広域化しています。

長野県では、出会い系サイトによる児童売春事件が数件発生、また全国では同様の事件が100件以上起きています。文字だけ見て興味本位で会うケースが多く、相手がどういう人物かわからないにもかかわらず、安易に会うことは大変危険であり殺人事件まで発生しています。

県内の高校生の70％以上が携帯電話を所持しており、そのうち30パーセントの生徒が顔・名前を知らないメル友がいると答えている。保護者が知らない間に非行が進行していく危険性があります。

長野県の高校生の非行率は全国ワースト10以内に入っています。そんな状況の中児童買春その他の犯罪から青少年を保護し、健全育成に資することを目的として次のとおり法律で規制されました。

いわゆる「出会い系サイト」が法律で規制されました！

中学生や高校生など18歳未満の児童も法を守らなければ罰則の対象者になります。

また、保護者の皆さんも子どもへの「出会い系サイト利用防止措置の責任」が規定されました。

『我が家のルール』をしっかり決めよう

1　携帯電話を使う目的は？

■中学生や高校生などに携帯電話を買って与える前に、親子で「何のために携帯電話を使うのか？」使用目的についてしっかり話し合って見ましょう。

■すでに子どもが持っている場合でも、あらためて「使用方法」や「使用目的」などについて話し合ってみましょう。

2　携帯電話のメールについて

■携帯電話のメールのやり取りの内容について話し合って見ましょう。

★誰とメールのやり取りをしているのか？

★どんな内容が多いのか？

■インターネットで見知らぬ人とメールのやり取りをしたことがあるか？

■メールのやり取りで嫌な思いをしたことがあるか？

■嫌な思いをしたメールの内容はどんな内容だったのか？

3　出会い系サイト利用の危険性

■携帯電話の「出会い系サイト」について話し合ってみましょう。

★「出会い系サイト」を知っているか？

★「出会い系サイト」にアクセスしたことがあるか？

■「出会い系サイトを規制する法律ができたこと」を話し合ってみましょう。

★法律はどうしてできたのか？

★「出会い系サイト」がなぜ規制されたのか？

★保護者の責任

高校生や中学生でも、「法律を守らなければ罰せられること」…など

■インターネットの見ず知らずの人と、学校の友達や身近な人と、どう違うか話し合ってみましょう。

■被害防止について話し合ってみましょう。

★「出会い系サイト」にはアクセスしないこと

★相手の言葉をうのみにしないこと

★自分の携帯電話の番号や住所・氏名など個人情報をむやみに教えないこと

★交際の申し込みや呼び出しに安易に応じないこと…など

4ホームページ閲覧

■お気に入りサイトについて話し合ってみましょう。

★どんな情報を利用しているか？

★どんな情報が知りたいか？

★その情報の必要性など

■ホームページを見て嫌な思いをした事があれば話し合ってみましょう。

■ホームページの閲覧で気をつけなければいけない事を話し合ってみましょう。

5料金について

■よく話し合い「利用できる範囲」や「我が家のルール」をしっかり決めましょう。

★毎月の「使用料金」はいくらか？

★毎月の「使用料金」をいくらまでにするか。

6マナーについて

■携帯電話のマナーについて話し合ってみましょう。

★学校へ持っていく必要があるか？

★電車やバスの中、図書館などでの使い方

★使用する時間帯

★家庭での使い方など

子どもが「犯罪の被害者」や「犯罪を犯すこと」にならないために親子で「パソコン・携帯電話の使い方」や「出会い系サイトの危険性」などについて話し合ってみましょう！

▼お問い合わせ

富士見町青少年健全育成町民会議
富士見町教育委員会
☎62-2400 (有)8141